# 八ヶ岳野外体験教室広域利用のための調査検討状況と今後の展開(案)

# 【概要】

・藤沢市八ヶ岳野外体験教室は、平成4年6月30日施行の同施設条例に基づき、児童生徒が自然の中で集団宿泊生活や野外体験をとおして心身を鍛え、もって健全な人格を形成することを目的として設置・運営されている。

空き施設を茅ヶ崎市民、寒川町民の利用に供することで2市1町の広域利用可能な施設として共有するとともに、施設稼働率の向上にも繋げるため、実現可能な取組方策を検討する。

### 【現状と課題】

(1) 八ヶ岳野外体験教室の利用状況

主な利用団体 市内小中学校、青少年団体、市民など 利用者数 合計 22,085人

(2) 施設稼働状況(空き室状況)について

5, 6, 9, 10月は学校利用で空きがない状況、またゴールデンウィークやお盆休みは一般利用で混雑している。11, 12, 1, 2, 3月の冬期は比較的空きが多い状況である。

※ 未利用施設が生じる時期→他市町利用者への開放による稼働率の改善

#### 【想定される対応方策(案)】

#### (1) 東急コミュニティ(指定管理者) 主催のバスハイクの広域利用

・ 茅ヶ崎市、寒川町の居住者にも参加募集対象を拡大し、2市1町エリアで共有できる機会を創出する。 ○藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例及び同条例施行規則では、次のとおり規定している。

#### 冬個

#### (使用許可)

第5条 野外体験教室の宿泊施設を使用しようとするものは、教育委員会の許可を得なければならない。 2 教育委員会は、児童生徒の使用のない日の使用について、教育委員会規則で定める者に対して前項 の許可(以下「使用許可」という。)をすることができる。

#### 施行規則

(児童生徒以外の使用者の範囲)

第2条 条例第5条第2項の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 市民
- (2) この市の区域内(以下「市内」という。) に勤務先を有している者又は市内に存する学校に通学している者
- (3) 小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部(以下「小、中学校等」という。)で、神奈川県の区域内(市内を除き、以下「県内」という。)に存するものにおける教育のために藤沢市八ヶ岳野外体験教室(以下「野外体験教室」という。)を使用する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が認める者

**<具体的な方法>**※バスハイクの年間実施スケジュールを2市1町住民周知バージョンに転換

案1:規則第2条の(4)で読み取り、教育委員会の判断で運用する。

## 案2:条例施行規則を改正し、使用対象に藤沢市民以外の者を追加する。

■対象者を拡大のうえ、茅ヶ崎、寒川の広報や公民館等へポスター掲示で市民へ周知

#### (2) 空き施設の予約抽選への参加機会の確保

- ・ 現状では抽選期間での茅ヶ崎市民、寒川町民の利用は厳しい。しかし、それ以外の電話、はがきによる予約は藤沢市民と時期をずらして対応すれば、可能である。
- ・ 学校利用、市優先団体の利用日程決定後、茅ヶ崎・寒川の青少年団体等の利用を調整することは可能 であると考える。

#### 【今後の取組計画(案)】

- 2市1町による広域連携施策の一環として、第1ステップでは、毎年実施されているバスハイクについて、藤沢市八ヶ岳野外体験教室の利用対象者を試行的に茅ヶ崎市、寒川町の住民に拡大して企画開催する可能性を追求したい。
- 〇 湘南広域都市行政協議会は、平成22年4月1日より地方自治法に基づく法定協議会(連絡調整協議会) としてスタートすることを想定して準備研究を進めており、法定化した初年度に記念事業と位置づけ てバスハイクの拡大広報PRができないか調整したい。
- H22 年度に試行的にバスハイクを2市1町住民に拡大するにあたっては、現行の条例規則の範囲で、 左記の条例施行規則第2条(4)に基づいて、茅ヶ崎市民、寒川町民が施設を使用することを認める 方法をとることとする。
- 〇 H22 年度の施行結果を踏まえて、H23 年度以降に必要に応じて条例規則の見直しを視野に入れたフレームを検討する。(当初から藤沢市住民以外を規則上の「使用者の範囲」に規定することは時期尚早と考えられることから、前述のとおり第1ステップを考慮。同規則第2条(4)により長野県の小学校等の使用を認めている事例がある。)

**H22 年度**:指定管理者(東急コミュニティ)主催のバスハイクの参加対象者の試行的拡大 (法定協議会スタート年度の記念事業として位置づけてはどうか)

H23 年度: H21 年度の試行結果を踏まえ、参加希望者の状況により条例規則の見直しを視野

に使用者の範囲拡大方法の検討(原則としては藤沢市の財源で整備された野外施設であり、藤沢市住民(在勤・在学者服務)が優先される仕組みを堅持する必要あり)

**H24 年度**: H23 年度の検討結果に応じた対応

□ 本検討は、湘南広域都市行政協議会事務研究会の公共施設の広域利用の拡大に向けた研究の一環であり、関係所管機関(藤沢市教育指導課)と課題等を共有しながら調整を図るものである。

※公共施設の広域利用では、この他に茅ヶ崎市美術館を活用した2市1町企画展(H22.4.29~6月開催予定)やスポーツ施設の相互利用の拡大(H22年度に個人利用分野を想定)について広報PR予定。